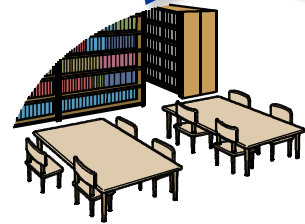


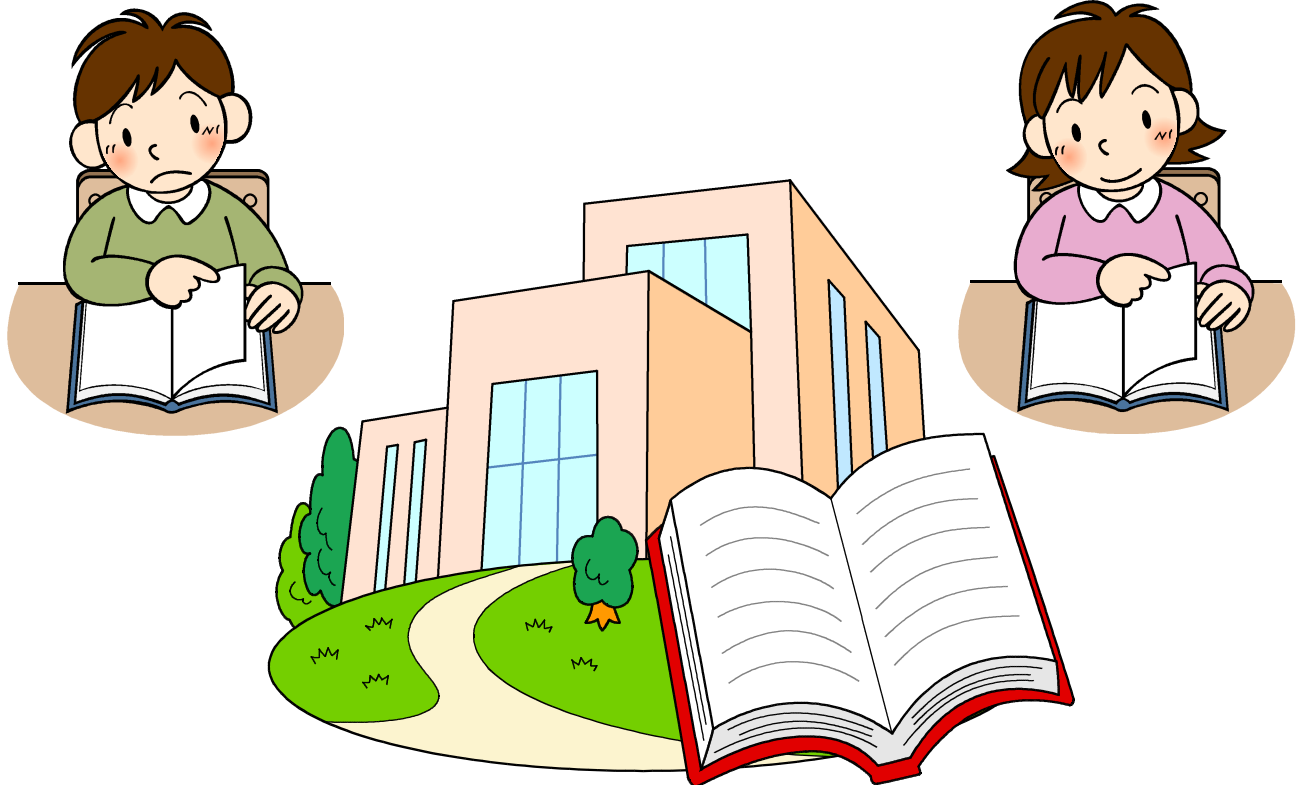
司書教諭の手引

<改訂版>

学びのネットワークを 司書教諭から



～進んで本を手にする子どもの育成を目指して～



秋田県教育委員会

令和5年6月

I これからの学校図書館と司書教諭

1 学校図書館重視の背景

(1) 学習指導要領から

変化が激しく予測困難なSociety5.0の時代に生きていく子どもたちには、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。

このような中、学習指導要領（平成29～31年告示）では、総則において、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することが求められており、これまで以上に学校図書館の重要性が増している。

（VI資料編 資料3参照）

(2) 国の動きから

国の動きを見てみると、平成4年以降学校図書館充実への施策が次々に打ち出されている。平成9年6月に「学校図書館法の一部を改正する法律」が成立し、司書教諭配置への道が開けた。

平成28年には「学校図書館ガイドライン」が策定され、令和4年度から令和8年度までの第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」により、図書の整備、新聞の配備、学校司書の配置を進めるため、単年度約480億円、5か年で約2,400億円の地方財政措置を講じている。

また、令和5年3月には第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定され、急激に変化する時代において必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書の恩恵を受けられるよう、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要があると示している。さらに、司書教諭・学校司書の配置等を推進し、学校図書館の整備充実に努めることが重要であるとしている。

（VI資料編 資料4 資料5参照）

(3) 県の動きから

県では、全国に先駆けて平成14年11月に「県民の読書活動推進計画」を策定し、5年間を見通した学校・公立図書館を中心とした読書活動の基本方向と施策について示した。

平成20年には「第二次県民の読書活動推進計画」を策定し、読書活動の一層の充実に向けた取組を進めている。

こうした中、平成22年3月には都道府県レベルでは初となる「秋田県民の読書活動の推進に関する条例」が制定され、平成23年3月に「秋田県読書活動推進基本計画」を、平成28年3月に「第2次秋田県読書活動推進基本計画」

を策定し、県民の読書活動の推進に取り組んできた。

また、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「第3次秋田県読書活動推進基本計画」では、「生涯にわたって読書に親しみ、心豊かに」を基本目標として、県民のライフステージ等に応じた読書環境の整備を進めている。

(VI資料編 資料6 資料7参照)

2 これからの学校図書館の役割

国や県のこのような流れを受け、学校においては、学校図書館の役割や価値に関する理解を深め、活用を促進することが喫緊の課題となっている。

今後、学校図書館の目的を具現化するためには、三つの機能（読書センター、学習センター、情報センター）を十分に発揮するとともに、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員（教諭等）、学校司書や学校図書館担当職員、ボランティア、教育委員会等が、それぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むことが重要である。

(VI資料編 資料8参照)

3 司書教諭への期待

このような学校図書館を中心とした学びのネットワークの核となることが期待されているのが司書教諭であり、学校図書館法第5条や学校図書館ガイドラインにおいても、司書教諭は「学校図書館の専門的な職務をつかさどる」とされている。

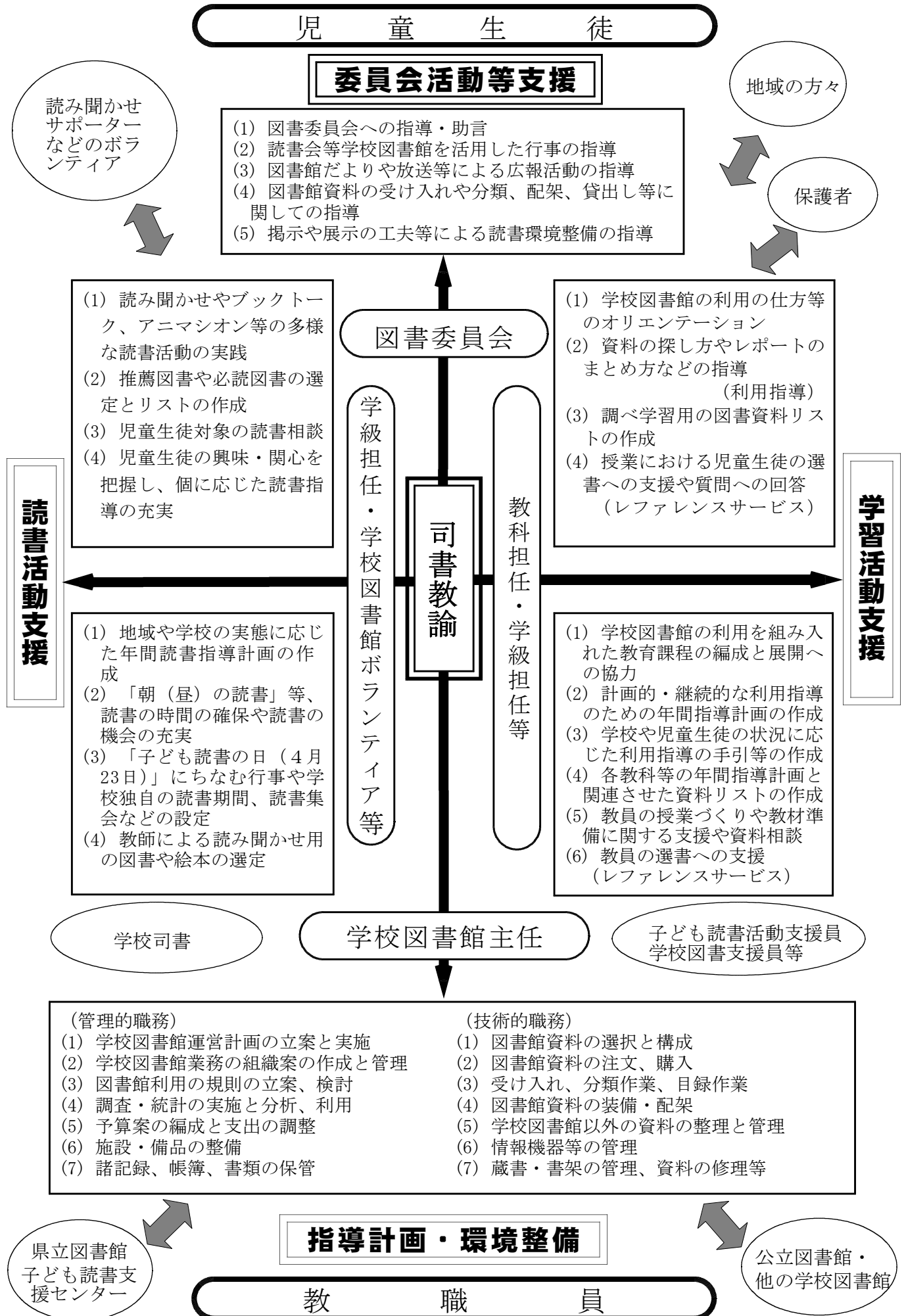
司書教諭は、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事することになる。また、司書教諭の役割は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するなど多岐にわたっている。大事なことは、司書教諭一人が全てを背負うのではなく、司書教諭が中心となって学校図書館の運営計画を立て、管理職をはじめとする教職員や保護者、地域のボランティアの方々など、学校図書館の運営に関わる様々な立場の人たちが連携・協力し、児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援していく体制づくりを進めていくことである。

この手引では、学校図書館に携わる教職員等の関係を整理し、司書教諭の職務の内容や留意事項を示している。各学校においては、学校図書館の現状や司書教諭の仕事の状況等をチェックしたり、次年度の計画を立案したりすることに役立てていただきたい。

ここ数年の諸調査から、本県では読書が好きな児童生徒が多い一方で、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向が見られることや、授業における学校図書館の利活用等に課題が見られる。こうした状況を改善していく意味においても、司書教諭に寄せられる期待は大きい。

(VI資料編 資料8参照)

Ⅱ 司書教諭を核とする学校図書館ネットワーク



Ⅲ 学校図書館チェックリスト

◎ 学校図書館の組織や環境等を見直してみよう

いつでも、誰でも利用できる学校図書館になっていますか？

チェック項目	
校内 連携 ・ 地域 連携	<input type="checkbox"/> 全職員共通理解のもとに、学校図書館に係る基本方針や全体計画（年間学校図書館活用計画）が作成されていますか。
	<input type="checkbox"/> 各教科等の年間指導計画に学校図書館の活用を位置付けていますか。
	<input type="checkbox"/> 児童生徒や教職員の要望、さらには各教科等の授業に活用できる図書館資料を購入していますか。
	<input type="checkbox"/> 公立図書館の団体貸出、他の学校との相互貸借を行い、情報交換に努めていますか。
	<input type="checkbox"/> 学校図書館ボランティア等との連携を図っていますか。
図書 館環 境整 備	<input type="checkbox"/> 学校図書館は児童生徒がいつでも利用できる状態になっていますか。
	<input type="checkbox"/> 日本十進分類法（NDC）によって図書を分類し、分かりやすい表示をしていますか。
	<input type="checkbox"/> 定期的に蔵書点検を行い、図書館資料の廃棄と更新を適切に行っていますか。
	<input type="checkbox"/> 図書館資料がデータベース化されており、学校図書館でICT機器を使えるようにしていますか。
	<input type="checkbox"/> 掲示物の工夫や採光の十分な確保など、学校図書館の環境が整うようにしていますか。
利 活 用 の 推 進	<input type="checkbox"/> 学校図書館や図書館資料に関するオリエンテーションや利用指導を、校種や学年に応じて実施していますか。
	<input type="checkbox"/> 学校図書館だより等で広報活動を実施し、児童生徒や保護者への周知を行っていますか。
	<input type="checkbox"/> 推薦図書や必読図書の選定やリスト作りをしていますか。
	<input type="checkbox"/> 学校図書館で行う行事や催しものなどの企画・運営を積極的行っていますか。
	<input type="checkbox"/> 読み聞かせやブックトークなどへの援助・協力を行っていますか。
	<input type="checkbox"/> 「子ども読書の日」や「文字・活字文化の日」にちなむ行事として、学校独自の読書週間、読書集会などを実施していますか。

◎ 規準に基づいて、学校図書館の蔵書も見直してみよう

□蔵書数は十分ですか？

文部科学省では、学校図書館の図書の充実を図り、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成するため、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、学校規模に応じた「学校図書館図書標準」を定めています。

平成5年3月19日 文部省（現在の文部科学省）

学級数	蔵書冊数		学級数	蔵書冊数			
	小学校	中学校		①専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校		②視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校	
				小学部	中学部	小学部	中学部
1	2,400	4,800	1	2,400	4,800	2,400	4,800
2	3,000	4,800	2	2,600	4,800	2,520	4,800
3	3,520	5,440	3	2,773	5,013	2,624	4,928
4	4,040	6,080	4	2,946	5,226	2,728	5,056
5	4,560	6,720	5	3,119	5,439	2,832	5,184
6	5,080	7,360	6	3,292	5,652	2,936	5,312
7	5,560	7,920	7	3,452	5,839	3,032	5,424
8	6,040	8,480	8	3,612	6,026	3,128	5,536
9	6,520	9,040	9	3,772	6,213	3,224	5,648
10	7,000	9,600	10	3,932	6,400	3,320	5,760
11	7,480	10,160	11	4,092	6,587	3,416	5,872
12	7,960	10,720	12	4,252	6,774	3,512	5,984
13	8,360	11,200	13	4,385	6,934	3,592	6,080
14	8,760	11,680	14	4,518	7,094	3,672	6,176
15	9,160	12,160	15	4,651	7,254	3,752	6,272
16	9,560	12,640	16	4,784	7,414	3,832	6,368
17	9,960	13,120	17	4,917	7,574	3,912	6,464
18	10,360	13,600	18	5,050	7,734	3,992	6,560
19	10,560	13,920	19	5,117	7,841	4,032	6,624
20	10,760	14,240	20	5,184	7,948	4,072	6,688
21	10,960	14,560	21	5,251	8,055	4,112	6,752
22	11,160	14,880	22	5,318	8,162	4,152	6,816
23	11,360	15,200	23	5,385	8,269	4,192	6,880
24	11,560	15,520	24	5,452	8,376	4,232	6,944
25	11,760	15,840	25	5,519	8,473	4,272	7,008
26	11,960	16,160	26	5,586	8,590	4,312	7,072
27	12,160	16,480	27	5,653	8,697	4,352	7,136
28	12,360	16,800	28	5,720	8,804	4,392	7,200
29	12,560	17,120	29	5,787	8,911	4,432	7,264
30	12,760	17,440	30	5,854	9,018	4,472	7,328

自校の数字を入れてみよう。

学級数 _____
 標準冊数 _____冊 蔵書数 _____冊 達成割合 _____%

IV 実践の手引 ー司書教諭の実務に必要な6項目(Q & A)ー

Q 1 学校図書館の運営のために何から手掛けるとよいか教えてください。

A 学校図書館が「読書センター」「学習センター」「情報センター」という3つの機能を発揮するためには、他の教職員や関係者の学校図書館に対する理解を得ることが大切になります。学校図書館の運営には多くの仕事があります。学校図書館に携わる教職員が互いに連携・協力し、保護者や地域のボランティアの方々の協力を得ることが大切です。

- 第1ステップ：教職員を対象に学校図書館への要望等についてのアンケートを実施し、学校図書館の機能を説明する研修会を開催する。
- 第2ステップ：地域の学校図書館ボランティア団体等や保護者が協力できる体制を作る。その際、展示ボランティアやお話ボランティア等、具体的な役割を明確にし、一定の範囲で任せることがポイントとなる。
- 第3ステップ：地域の公立図書館との連携を図る。授業で活用する図書資料を学校図書館だけでそろえられないときは、公立図書館等から学校向け資料の貸出しを利用する。

Q 2 図書館資料の分類・整理の留意点について教えてください。

A 学校の教育目標と教育課程の観点から所蔵する資料の内容を検討することが必要となります。具体的には次の5点です。

- 1 所蔵する資料の分野別資料点数を把握する。
- 2 10年以上経った資料点数を把握する。
- 3 図書、雑誌、視聴覚資料等メディア別資料の状況を把握する。
- 4 教育課程の中で、特に不足している分野の所蔵資料を調査する。
- 5 選定基準・廃棄基準を策定する。

Q 3 学校図書館の利用活性化を図るための方策について教えてください。

A 児童生徒が自発的・主体的に学校図書館を利用するためには、学校図書館にどのような資料があるかなどについての広報を行うことが重要になります。具体的な方策は次の7点です。

- 1 図書館だよりや新着図書・おすすめ図書リストなどを作成・発行する。
- 2 学校のホームページに学校図書館のページを作成し、利用案内等を掲載する。
- 3 教科別のパスファインダー（テーマ別資料リスト、関連リンク集）を作成する。
- 4 新入生向けの学校図書館オリエンテーションを実施する。
- 5 朝（昼）読書への支援や授業と連携して読書マラソンを実施する。
- 6 図書委員が読書集会やビブリオバトルなどの読書イベントを実施する。
- 7 司書教諭や学校図書館ボランティアが読み聞かせやブックトークを実施する。

Q 4 学校図書館の雰囲気をもくもくするための方策について教えてください。

A 学校図書館を明るく楽しいイメージに演出すると多くの児童生徒が利用します。予算や時間のない中で継続的に学校図書館の環境を維持するためには、費用や大きな手間をかけない整備が肝要となります。具体的な方策例は次のとおりです。

- 学校図書館の入口ドアをガラスにするか、できるだけドアの開放を心掛ける。
- 学校図書館の入口付近に、テーマ性があるテーブル展示を行う。
 - *テーブルは古くても布を掛けるとイメージが変わる。
- 書架に詰めすぎないように本を整理し、書架内で本の表紙を見せた展示をする。
- 貸出カウンター付近には簡単に読める本を置いて、貸出をすすめる。

- 壁にはポスター、空いたスペースには観賞植物、空いた棚にはぬいぐるみ等を置いて、全般的なイメージ向上を図る。
- 書架の間隔をできるだけ広げる。
- できるだけ書架の配列を非対称にして変化を付ける。

Q5 発達の段階に応じた読書指導の留意点について教えてください。

- A 読書指導の要として「適書を適者に適時に」という言葉があります。
- 学校図書館では、社会における課題に応じた読書材を提供する必要があります。発達の段階に応じた資料を周到に準備すると、児童生徒は読書に興味をもって自然に読書をするようになります。
- 6歳～9歳：初歩読書期
 - 一人で読書を始める時期、読むことの楽しさを実感し、次第に物語の場面や情景をイメージし、さらに自分の考えと比較できるようになる。
 - *創造的な本や寓話、童話等教訓が含まれる本
 - 9歳～13歳：多読期
 - 読書技術が増加し、必要に応じて読書材の選択や読書量の決定ができるようになる。読書の発達が停滞する可能性のある時期でもある。
 - *物語や伝記等の本
 - 13歳～18歳：成熟読書期
 - 読書による共感を求めて、読書材を選択するようになり、同じ本を何度も読むことも増えてくる。次第に論文や学術的な本を読む力が付いてくる。
 - *文学、思索に関する本

－発達段階の目安 『現代の読書心理学』、『読書教育通論 児童生徒の読書活動』より－

Q6 学校図書館を授業に活用する際の留意点について教えてください。

平成28年11月に文部科学省が策定した「学校図書館ガイドライン」の「(3)学校図書館の利活用」には、「学習指導要領を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実することが望ましい。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望ましい。」と示しています。学習指導要領では、教育課程に基づく組織的かつ計画的に各校の教育活動の質の向上を図っていく「カリキュラム・マネジメント」に努めることや主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすことを求めています。そのためには、学校図書館の機能や目的とともに、各教科等の授業改善に学校図書館活用の視点を入れる必要性を全教職員が理解することが必要になります。司書教諭が中心となり、学校図書館は児童生徒の主体的な学習の場であり、読書の指導は学校教育として行うことを周知します。

また、授業における学校図書館の活用場面については、主に次の4点が考えられます。

- 1 図書館資料を活用して、児童生徒が調べ学習を行う。
- 2 図書館資料を教員が提示し、児童生徒の学習の意欲を高める。
- 3 児童生徒の学びの場として、学校図書館で授業を行う。
- 4 単元（題材）に関連した読み物を紹介するなど、読書の指導を行う。

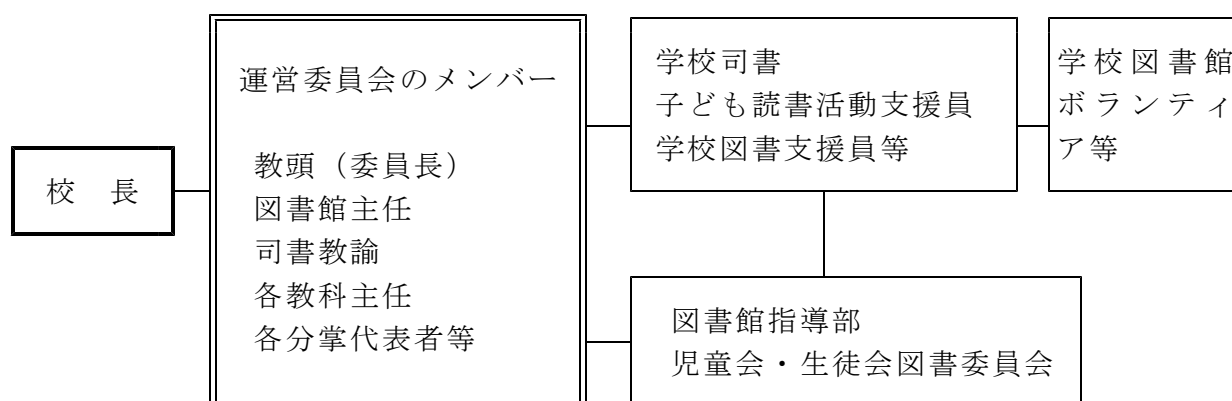
司書教諭は、日々の授業に対しても情報提供や相談に応じたり、学級担任や教科担任とTT（ティーム・ティーチング）による授業を行ったりするなど、授業者に学校図書館の機能を活用するよさを実感させることも司書教諭の重要な役割になります。

V 司書教諭を学校経営に生かすための校長の役割

平成28年11月に文部科学省が策定した「学校図書館ガイドライン」の「(4)学校図書館に携わる教職員等」には、「校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮することが望ましい。」と示しています。校長は、自校の教育目標の実現を図るに当たり、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備である学校図書館の意義や可能性を理解し、学校図書館を活用した教育に積極的に関わることが期待されます。学校図書館の館長として校長が学校図書館経営の基本方針を示すとともに、児童生徒や教職員、保護者、地域へ働き掛けていくことが大切です。そのためにも、校長は、学校図書館の推進役である司書教諭との連携を密にし、学校図書館経営方針に沿って、以下の4点について具体的に取り組んでいく必要があります。

- 1 校長は、学校図書館が学校の教育課程の展開に寄与するという重要性に鑑み、その運営の中心的な役割を担う司書教諭の法的な位置付けやその職務を理解するとともに全教職員に周知徹底を図る。
- 2 校長は、司書教諭の職務が多岐にわたる専門的内容であることを理解し、その職務を遂行するにふさわしい人材を、司書教諭の有資格者の中から発令し、学校運営組織の中に位置付けるとともに、司書教諭としての自覚をもたせ、職務遂行への意欲を高めるよう配慮する。
- 3 校長は、司書教諭がその職責を果たせるよう校内における教職員の協力体制の確立に努める。その際には、各学校の実情に応じて、司書教諭の担当する校務分掌及び担当授業時間数に配慮する。
- 4 校長は、司書教諭の職務が学校の教育活動全体に機能するよう、効果的な運営組織及び運営体制を構築する。

学校図書館運営委員会及び組織図（例）



VI 資料編 ～新しい一歩のために～

資料1 司書教諭に役立つ参考Webサイト

1 文部科学省＞学校図書館＞司書教諭について

「学校図書館司書教諭の発令について」「司書教諭 よくある質問集」などの情報を提供している。

<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/sisyo/index.htm>
令和5年6月8日アクセス



2 文部科学省＞学校図書館＞図書館実践事例集～主体的・対話的で深い学びの実現に向けて～（学校図書館）

全国各地の学校図書館によって行われている特徴的な取組を事例集としてまとめ、提供している。

<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/mext_00768.html>令和5年6月8日アクセス



3 子ども読書の情報館

子ども読書推進のための文部科学省のサイト。「本を探す」「応援ブログ」「全国の取組事例」「文部科学省発表データ」などの情報を提供している。

<<https://www.kodomodokusyo.go.jp/>>令和5年6月8日アクセス



4 （公社）全国学校図書館協議会

「セミナー・研究会」「コンクール・募集」「図書館に役立つ資料」などの情報を提供している。

<<https://www.j-sla.or.jp/>>令和5年6月8日アクセス



資料2 関係機関

1 各地区子ども読書支援センター

○県北：北教育事務所内

〒018-3331 北秋田市鷹巣字東中岱76-1 TEL 0186-62-1217 FAX 0186-62-1219

○中央：中央教育事務所内

〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号 TEL 018-860-3241 FAX 018-860-3861

○県南：南教育事務所内

〒013-0022 横手市四日町3番23号 TEL 0182-32-1101 FAX 0182-33-4904

2 秋田県子ども読書支援センター

○秋田県立図書館内

〒010-0952 秋田市山王新町14番31号 TEL 018-866-8400 FAX 018-860-3861

・開設日及び時間 E-mail kodomo@apl.pref.akita.jp

秋田県立図書館開館日の午前10時から午後5時まで

・秋田県子ども読書支援センターホームページ

<<http://www.apl.pref.akita.jp/children-support>>

令和5年6月8日アクセス



資料3 学習指導要領における学校図書館の取扱い例

【小学校学習指導要領（平成29年告示）】

〈第1章〉総則 第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

〈第2章〉各教科

第1節 国語 第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年及び第2学年〕 2 内容 C 読むこと

- (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ウ 学校図書館などを利用し、図鑑や科学的なことについて書いた本などを読み、分かったことなどを説明する活動。

〔第3学年及び第4学年〕 2 内容 C 読むこと

- (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ウ 学校図書館などを利用し、事典や図鑑などから情報を得て、分かったことなどをまとめて説明する活動。

〔第5学年及び第6学年〕 2 内容 C 読むこと

- (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ウ 学校図書館などを利用し、複数の本や新聞などを活用して、調べたり考えたりしたことを報告する活動。

第1節 国語 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 (6) 第2の第1学年及び第2学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のエ、第3学年及び第4学年、第5学年及び第6学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のオ及び各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」に関する指導については、読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他教科等の学習における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。

- 2 (3) 第2の内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。その際、本などの種類や配置、探し方について指導するなど、児童が必要な本などを選ぶことができるよう配慮すること。なお、児童が読む図書については、人間形成のため偏りが無いよう配慮して選定すること。

第2節 社会 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (2) 学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、情報の収集やまとめなどを行うようにすること。また、全ての学年において、地図帳を活用すること。

〈第5章〉総合的な学習の時間 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (7) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

〈第6章〉特別活動 第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕 2 内容

(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用

学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。

【中学校学習指導要領（平成29年告示）】

〈第1章〉総則 第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

〈第2章〉各教科

第1節 国語 第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年〕 2 内容 C 読むこと

- (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ウ 学校図書館などを利用し、多様な情報を得て、考えたことなどを報告したり資料にまとめたりする活動。

第1節 国語 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 (6) 第2の第1学年及び第3学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のオ、第2学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のエ、各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」に関する指導については、様々な文章を読んで、自分の表現に役立てられるようにするとともに、他教科等における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。

- 2 (3) 第2の内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。

第2節 社会 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (2) 情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に調べ分かつようとして学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。

第6節 美術 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 4 (1) 生徒が造形的な視点を豊かにもつことができるよう、生徒や学校の実態に応じて、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料等の活用を図ること。

〈第4章〉総合的な学習の時間 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (7) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

〈第5章〉特別活動 第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕 2 内容

(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

ア 社会生活、職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用

現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立て、振り返ること。

【高等学校学習指導要領（平成30年告示）】

〈第1章〉総則 第3款 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科・科目等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (6) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

〈第2章〉各学科に共通する各教科

第1節 国語 第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

- (4) 学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。

第2節 地理歴史 第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (4) 情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。

第3節 公民 第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (4) 情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも配慮すること。

第7節 芸術 第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、学校の実態に応じて学校図書館を活用すること。また、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、表現及び鑑賞の学習の充実を図り、生徒が主体的に学習に取り組むことができるように工夫すること。

第11節 音楽 第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (4) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用すること。またコンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用し、生徒が様々な感覚や情報を関連付けて、音楽への理解を深めたり主体的に学習に取り組んだりできるように工夫すること。

第12節 美術 第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (2) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用すること。また、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用し、資料や情報の提示などにより生徒の発想や構想を高めたり、見方や感じ方を深めたりするなど主体的に学習に取り組むことができるように工夫すること。

〈第4章〉総合的な探究の時間 第3款 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (9) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

〈第5章〉特別活動 第2款 各活動・学校行事の目標及び内容

〔ホームルーム活動〕 2 内容

(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館等の活用

自主的に学習する場としての学校図書館等を活用し、自分にふさわしい学習方法や学習習慣を身に付けること。

【特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領（平成29年告示）】

〈第1章〉総則 第4節 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童又は生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童又は生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

〈第2章〉各教科

第1節 小学部 第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

〔国語〕3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

イ 2の内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用し、児童が図書に親しむことができるよう配慮すること。

第2節 中学部 第2款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

〔国語〕3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

オ 2の各段階の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」に関する指導については、発達の段階に応じた様々な文章に接し、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他教科等における読書の指導や学校図書館等における指導との関連を図るようにすること。

- (2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

イ 2の内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。その際、本などの種類や配置、探し方について指導するなど、生徒が必要な本を選ぶことができるよう配慮すること。

〔美術〕3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

カ 2の各段階の「B鑑賞」の指導に当たっては、生徒や学校の実態に応じて、地域の美術館を利用するなど、連携を図るようにすること。また、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料等の活用を図ること。

【特別支援学校 高等部学習指導要領（平成31年告示）】

〈第1章〉総則 第3款 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科・科目等又は各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (6) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

〈第2章〉各教科 第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
第1款 各学科に共通する各教科の目標及び内容

〔国語〕 3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

オ 2の各段階の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」に関する指導については、発達の段階に応じた様々な文章に接し、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他教科等における読書の指導や学校図書館等における指導との関連を図るようにすること。

- (2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

イ 2の内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。その際、本などの種類や配置、探し方について指導するなど、生徒が必要な本を選ぶことができるよう配慮すること。

〔美術〕 3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

オ 2の各段階の内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、生徒や学校の実態に応じて、地域の美術館や博物館等と連携を図ったり、それらの施設や文化財などを積極的に活用したりするようにすること。また、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料等の活用を図ること。

資料4 司書教諭に関する法律

1 「学校図書館法」(昭和28年8月8日制定)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。))及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)) (以下「学校」という。))において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。))を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければ

ばならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 略

4 略

附則 2（司書教諭の設置の特例）

学校には当分の間、～ 司書教諭を置かないことができる。

2 学校図書館法の一部を改正する法律の施行について（通知）（平成9年6月11日）

これらの法改正等は、学校図書館の重要性に鑑み、その運営の中心的な役割を担う司書教諭の計画的な養成・発令を促進し、もって学校図書館の一層の充実を図ることを目的としたものであります。

2－(2)

司書教諭設置の猶予期間が平成15年3月31日までの間とされる学校を、学級の数（通信制の課程を置く高等学校にあっては、学級の数と通信制の生徒の数を300で除して得た数とを合計した数）が11以下の学校（以下、「11学級以下の学校」という）を除くすべての学校としたこと。

3－(3)

司書教諭がその職責を十分に果たせるよう校内における教職員の協力体制の確立に努めること。その際、各学校の実情に応じ、校務分掌上の工夫を行い、司書教諭の担当授業時間数の減免を行うこと。

3－(6)

マルチメディア時代に対応した学校図書館のより一層の充実と利用の促進を図るため、図書館資料や視聴覚機器、情報機器の整備に努めるとともに、公共図書館との連携や地域のボランティアの活用等による開かれた学校図書館づくりを推進するよう努めること。

資料5 子どもの読書活動の推進

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月12日）

- ・子どもの読書活動を推進するために環境を整備しなければならない。（第2条）
- ・子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない。（第8条）

第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月28日）

- ・学校図書館の運営は、校長のリーダーシップの下、司書教諭を含む全ての教職員、学校司書、地域のボランティア等が連携・協力して、計画的・組織的になされることが望ましい。また、校長が学校図書館の館長としての役割を担っているという認識を深めるために、教育委員会が、校長を学校図書館の館長として明示的に任命することが有効である。
- ・司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教師への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図る必要がある。
- ・司書教諭が学校図書館に関する業務に従事する時間を確保できるよう、教職員の協力体制の確立や、校務分掌上の配慮等を工夫し、司書教諭の役割等について理解増進等に努める。

資料 6 「第 3 次秋田県読書活動推進基本計画」について

- 1 計画期間
令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間
- 2 基本目標
「生涯にわたって読書に親しみ、心豊かに」
- 3 基本的方向
 - (1) 県民のライフステージ等に応じて、読書に親しむ環境を整える。
 - (2) 勉学、仕事、余暇活動など生活の様々な場面で、気軽に読書することができる環境を整える。
 - (3) 読書は習慣付けが重要であることから、特に子どもの読書活動を積極的に推進する。
- 4 施策の 4 つの柱と主な取組
 - (1) 家庭における読書活動の推進 (略)
 - (2) 学校における読書活動の推進
 - ・ 幼稚園・保育所・認定こども園等における読み聞かせの推奨
 - ・ 学校図書館の利活用の充実
 - ・ 学校図書館の環境整備
 - (3) 地域・職場における読書活動の推進 (略)
 - (4) 関係機関等との協働による読書活動の推進 (略)
- 5 各世代に応じた読書活動の推進
県民が生涯にわたって読書に親しみをもてるよう、各世代に応じた読書活動の推進に取り組みます。
 - (1) 乳幼児期 (略)
 - (2) 小学生・中学生
子どもたちが読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するために、計画的な学校図書館の利活用や、読書環境の充実に取り組みます。
 - (3) 高校生・大学生
生涯にわたって読書に関心をもち続けられるよう、読書への意識啓発や主体的活動のための支援等を行います。
 - (4) 働く世代 (略)
 - (5) 高齢者 (略)

<<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/5047>>
令和 5 年 6 月 8 日アクセス



資料 7 秋田県民の読書活動の推進に関する条例（平成 22 年 3 月 30 日可決）

第 1 条（目的）この条例は、県民の読書活動の推進に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、県民の読書活動の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民一人ひとりの心豊かな生活と活力ある社会の実現に資することを目的とする。

第 2 条（基本理念）読書活動は、県民が人生を豊かに生きる上で大切なものであり、文化的で豊かな社会の構築に寄与するものであることにかんがみ、すべての県民が読書活動を容易に行うことができるよう、そのための環境の整備が積極的に推

進されなければならない。

第3条（県の責務）県は、前条に定める基本理念にのっとり、県民の読書活動の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

第4条（県民読書活動推進基本計画）県は、県民の読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県民の読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 県は、毎年、基本計画により実施した施策を議会に報告するものとする。

3 県は、必要があると認めるときは、基本計画を変更するものとする。

第5条（財政上の措置等）県は、県民の読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第6条（関係機関等との連携）県は、県民の読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、市町村が設置する学校又は図書館その他の関係機関及び民間団体との連携に努めるものとする。

第7条（委任）この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

資料8 学校図書館ガイドライン（平成28年11月29日 文部科学省）

(1) 学校図書館の目的・機能

○学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。

○学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

(2) 学校図書館の運営（略）

(3) 学校図書館の利活用（略）

(4) 学校図書館に携わる教職員等

○学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員（教諭等）、学校司書等があり、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが望ましい。

- 校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮するよう努めることが望ましい。
- 教員は、日々の授業等も含め、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実するよう努めることが望ましい。
- 学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮して柔軟に対応するよう努めることが望ましい。
- 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。
- 学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、2 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、3 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。
- また、学校司書がその役割を果たすとともに、学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するかたちで進むようにするためには、学校教職員の一員として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることも有効である。
- また、学校や地域の状況も踏まえ、学校司書の配置を進めつつ、地域のボランティアの方々の協力を得て、学校図書館の運営を行っていくことも有効である。特に特別支援学校の学校図書館においては、ボランティアの協力は重要な役割を果たしている。

(5) 学校図書館における図書館資料 (略)

(6) 学校図書館の施設 (略)

(7) 学校図書館の評価 (略)

平成16年 3 月発行 秋田県教育委員会作成
平成22年 4 月改訂
平成29年 3 月改訂
令和 4 年 3 月改訂
令和 5 年 6 月改訂
問合せ先 生涯学習課 TEL 018-860-5184